

「学校安心ルール」(長原小)

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・嘘（うそ）をつかない	・ルールを守（まも）る	・人（ひと）に親切（しんせつ）にする	・勉強（べんきょう）する	
第1段階	・授業時間におくれるなど	・からかう、ひやかす ・無視する ・人の物をかってにさわるなど	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかすなど	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う ・使った物の後片づけをしないなど	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動など
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼるなど	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・人の物をかくすなど	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言うなど	・学校の物に落書きする ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをするなど	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・自己を振り返る活動など
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼるなど	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなど） ・人の物を故意にこわしたり、すてたりするなど	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるうなど	・万引きなど法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・複数の教職員による個別指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）等と連携し、学校内で指導を行なう。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導など

第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。

<ルール表作成上の留意点>

- ※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。